

県南広域振興局長告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成28年3月8日

県南広域振興局長 堀 江 淳

- 1 路線名 一関北上線
- 2 供用開始の区間 奥州市前沢区生母字上谷起220番地先から水沢区黒石町字下谷記187番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成28年3月8日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部
 - (2) 期間 平成28年3月8日から同年4月8日まで